

岐阜県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

## 後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました

保険課 内線485

後期高齢者医療制度は、来年4月から始まる75歳（一定の障がいのある人は65歳）以上の人を対象（被保険者）とした新しい医療制度です。保険料は、すべての被保険者に負担していただくこととなります。

保険料は、1人当たり幾らと決められる均等割額と被保険者の前年度所得に応じて決められる所得割額を合計して、個人単位で計算されます。

### ○保険料額(年額) = 均等割額 + 所得割額 (賦課限度額は50万円)

※所得割額は、(被保険者本人の総所得金額等－基礎控除額〔33万円〕) × 所得割率で計算されます

※被用者保険の被扶養者であった人については、制度加入時から2年間、均等割額のみとし、これを5割軽減します。さらに、平成20年4月から9月まで半年間は保険料を徴収せず、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は均等割額を9割軽減します。ただし、所得割額は賦課されません

被保険者のうち、同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が次の基準に該当する場合、均等割額が軽減されます。

○総所得金額等の合計額が33万円以下…7割軽減

○総所得金額等の合計額が(33万円) + (24.5万円 ×

被保険者数〔被保険者である世帯主を除く〕)以下…5割軽減(複数世帯のみ)

○総所得金額等の合計額が(33万円) + (35万円 × 被保険者数)以下…2割軽減

※公的年金控除を受けた人については、総所得金額等の合計額から15万円を控除して適用します

### ■平成20・21年度の保険料率(均等割額および所得割率)について

均等割額 39,310円 所得割率 7.39%

※この保険料率は2年ごとに県内均一で設定されます

届け出は済んでいますか

税務課 内線516

## 家屋の取り壊し・利用状況の変更届

家屋にかかる固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。次のいずれかの場合には、12月27日(木)までに、税務課家屋係へ届け出てください。

- ・家屋を取り壊したり、相続、贈与、売買などにより名義が変わったりした場合
  - ・事務所や店舗などを専用住宅にした場合
  - ・併用住宅(店舗兼居住用建物など)を専用住宅にした場合または専用住宅を併用住宅にした場合
- ※登記済みの家屋に変更があったときは、法務局で登記の内容を変更してください(滅失登記や所有権移転登記など)

※法務局で、すでに登記の内容を変更した人は、届け出の必要はありません

※届け出の用紙は税務課および各連絡所にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます